



平成21年5月15日

各位

会社名 伊藤ハム株式会社
代表者名 取締役社長 河西 力
(コード番号 2284 東・大)
問合せ先 広報・IR部
細見 忠
(電話 0798-66-1231)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催予定の第69回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続き合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、あわせてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿の事務に関しては1年間の時限の扱いであるため、附則として所要の規定を設けることといたしたく存じます。
- (4) 上記の変更に伴い、条数及び号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食肉加工品の製造及び販売 2. 食肉の加工及び販売 3. 冷凍食品の製造及び販売 4. 水産加工品の製造及び販売 5. 缶詰、壺詰食品の製造及び販売 6. 栄養保存食品の製造及び販売 7. 調理食品、惣菜類の製造及び販売 8. 乳製品の製造及び販売 9. パン、菓子類の製造及び販売 10. ソース、調味料類の製造及び販売 11. 食用油脂類の製造及び販売 12. 清涼飲料、酒類の製造及び販売 13. 医薬品、医薬部外品、検査用試薬、動物医薬品の製造及び販売 14. 牧場の経営 15. 飲食店の経営 16. 倉庫業及び一般貨物自動車運送業 17. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業 18. 旅行業及び労働者派遣事業 19. 通信販売事業 <p>（新設）</p> <ol style="list-style-type: none"> 20. 有価証券の取得及び運用 21. 金銭の貸付及び債務保証 22. 前各号に附帯する投資又はこれに関連する一切の業務 	<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ∫ （現行どおり） 15. 16. 倉庫業、<u>一般貨物自動車運送業及び貨物自動車利用運送業</u> 17. ∫ （現行どおり） 19. 20. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> 21. ∫ （現行どおり） 23.

<p><u>第5条（公告方法）</u> 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p><u>第7条（株券の発行）</u> <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p><u>第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）</u> <u>(1) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>(2) 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><u>第10条（単元未満株式についての権利の制限）</u> 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>第11条（株式取扱規則及び株主名簿管理人）</u> (1) 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (2) 当社は、株主名簿管理人を置く。 (3) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定</p>	<p><u>第5条（公告方法）</u> 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>第8条（単元株式数）</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)</p> <p><u>第9条（単元未満株式についての権利の制限）</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.（現行どおり） 2.（現行どおり） 3.（現行どおり）</p> <p><u>第10条（株式取扱規則及び株主名簿管理人）</u> (1)（現行どおり） (2)（現行どおり） (3)（現行どおり）</p>
---	--

